

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年8月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン栗原志波姫ショッピングセンター  
栗原市志波姫新熊谷1-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 市町村の意見の概要  
開発行為に伴い設置された緑地等の植栽及び雑草等が歩道に伸長し、歩行者の通行の支障及び来店車両の見通し阻害とならないよう、適正な管理を行うこと。
- 4 地域住民等の意見の概要  
なし
- 5 縦覧場所  
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，栗原地方県政情報コーナー及び栗原市役所
- 6 縦覧期間  
平成25年8月16日から平成25年9月17日まで（ただし，閉庁日を除く。）